

財務省告示第四百四十二号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
 平成十九年三月二十六日に発行した利付国債の発  
 行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 尾身 幸次

一 名称及び記号  
 利付国庫債券（二十年）（第九十  
 三回）  
 二 発行の根拠  
 財政法（昭和二十二年法律第三  
 十四号）第四条第一項及び平成  
 十八年度における財政運営のた  
 めの公債の発行の特例等に関する  
 法律（平成十八年法律第十一  
 号）第二条第一項並びに国債整  
 理基金特別会計法（明治三十  
 九年法律第六号）第五条第一項  
 及び  
 三 法律及びその  
 法律の根拠

三 振替法の適用等  
 社債等の振替に関する法律（平  
 成十三年法律第七十五号）以下  
 「振替法」という。この規定の適  
 用を受けるものとし、その振替  
 機関は日本銀行とする。

四 発行方法  
 札（以下「価格競争入札」とい  
 う。）による発行（以下「価格競  
 争入札発行」という。）及び価格  
 競争入札と同時に行われる入札  
 であつて、財務大臣が各国債市  
 場特別参加者ごとに応募限度額  
 を定めるものによる発行（以下  
 「国債市場特別参加者・第非

五

募 方

入 決 定 の

イ

入 札 発 行 争

ロ

国 債 市 場

価格競争入札発行」という。  
各申込みのうちの応募額を価格の高い  
もかからそのうち応募額を順次割り  
当てる。特別参加者ごとの応  
募限度額を範囲内において各  
申込みの応募額を割り当てる。

六

イ

入 札 発 行 争

行 争 入 札 発 行 争

発

額面金額で七千三百四十四億円  
うち財政支出した利付債の規

九億三千八百八十  
年公債発行の特例に  
公債発行の特例に  
律第二十一条の基  
発行人は、額面金  
額面金額で千二百  
百七十五万五千  
會計法第五十一条  
は、額面金額で四  
千五百二十億  
二千五百二十億  
国の規定に基づき  
千九百二十五万  
円

十二	口					イ	一	十	九	八	口					イ	七	口																		
利	行	争	非	者	特	国	入	価	発	振	額	最	行	争	非	者	特	国	入	価	払	行	争	非	者	特	国	入	価	込	行	争	非	者	特	国
率	入	札	格	第	加	場	行	競	行	替	低	額	札	格	第	加	場	行	競	行	込	札	格	第	加	場	行	競	行	込	札	格	第	加	場	
年	十					額	銭	額	平	す	額	の	振	五	六					五	七	百					付	ノ	国							
二	九					面	以	面	成	る	の	記	替	万	百					万	千	十					国	二	債							
・	銭					金	上	金	十	。	整	載	法	円	四					円	二	億					に	規	理							
〇	百					の	そ	百	九	倍	は	記	規	十	十					億	十	三					て	基	金							
パ	円					れ	れ	月	の	金	録	は	よ	千	千					八	億	一	千					、	づ	別						
丨	に					ぞ	の	二	額	に	は	最	振	八	八					百	十	億					額	面	き	会						
セ	つ					れ	の	十	に	よ	る	も	口	百	百					五	十	十					金	金	発	計						
ン	き					の	応	六	よ	る	も	の	座	十	十					万	万	十					額	額	行	法						
ト	九					募	価	日	の	と	金	簿	簿	十	十					万	万	十					で	た	第							
	九					格	十		と					十	十					万	万	十					六	利	五							
	二					十	十							十	十					万	万	十					六	利	五							

十三

の経過  
払込み  
子

(一)

は、募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加えて、次の算式により算出した金額を第二号の規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額} \times \frac{2.0}{100} \times \frac{6}{365}$$

(二)

発行時において、その利息に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額へただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合に、前記(一)の算式に適用を受ける所得税た金額に当該非居住者又は外国人の適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

十四

初期  
利子

平成十九年九月二十日を支払期とし、次の算式により支払した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ)。

$$\text{額面金額} \times \frac{2.0}{100} \times \frac{1}{2}$$

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払 者 入 払 元 償 償 後 第  
込 札 場 利 還 還 の 二  
期 参 所 金 金 期 利 期  
日 加 支 額 限 子 以

平成十九年三月二十六日  
財務大臣から通知を受けた者  
日本銀行 額 平 利 て を 毎  
本 銀 行 額 成 子 支 所 支 年  
金 額 三 十 九 年 三 月 二 十 日  
百 円 三 月 二 十 日  
に つ き 百 円  
を 支 払 う 。  
日 以 前 六 月 間 に 属 する  
の 日 以 前 六 月 間 に 属 する  
期 と し 、 各 支 払 期 に お  
し、 各 支 払 期 に お  
る